

熊本県警察行政文書管理訓令を次のように定める。

平成 26 年〇月〇〇日

熊本県警察本部長 ○○ ○○

### 熊本県警察行政文書管理訓令

熊本県警察における行政文書の管理に関する訓令（平成 13 年熊本県警察本部訓令甲第 12 号）の全部を改正する。

#### 目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 行政文書の管理体制（第 3 条—第 7 条）

第 3 章 行政文書の作成（第 8 条—第 10 条）

第 4 章 行政文書の整理（第 11 条—第 14 条）

第 5 章 行政文書の保存（第 15 条・第 16 条）

第 6 章 行政文書ファイル管理簿（第 17 条・第 18 条）

第 7 章 行政文書ファイル等の移管、廃棄又は保存期間の延長（第 19 条—第 22 条）

第 8 章 管理状況の報告等（第 23 条・第 24 条）

第 9 章 点検・監査及び研修（第 25 条—第 27 条）

第 10 章 雜則（第 28 条・第 29 条）

#### 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成 23 年熊本県条例第 11 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、熊本県警察における行政文書の管理について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。

（1） 行政文書 警察職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚に

よっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。) を含む。以下同じ。) であって、職員が組織的に用いるものとして警察本部長が保有しているものをいう。ただし、条例第2条第3項各号及び第39条第1項各号に掲げるものを除く。

- (2) 行政文書ファイル等 能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適當であるものに限る。）を一の集合物にまとめたもの（以下「行政文書ファイル」という。）及び単独で管理している行政文書をいう。
- (3) 行政文書ファイル管理簿 行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。
- (4) 所属 警察本部の課、所及び隊、熊本市警察部の課、警察学校並びに警察署をいう。
- (5) 所属長 所属の長をいう。

## 第2章 行政文書の管理体制

### （総括文書管理者）

第3条 熊本県警察に総括文書管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製に関すること。
- (2) 行政文書の管理に関する文書管理者との調整及び必要な改善措置の実施に関すること。
- (3) 行政文書の管理に関する職員の指導及び研修の実施に関すること。
- (4) 行政文書分類基準表の調製に関すること。
- (5) 組織の新設、改正及び廃止に伴う必要な措置の実施に関すること。
- (6) この訓令の施行に関し必要な細則の整備に関すること。
- (7) その他行政文書の管理に関する事務の総括に関すること。

### （副総括文書管理者）

第4条 熊本県警察に副総括文書管理者を置き、警察本部広報県民課長をもって充てる。

2 副総括文書管理者は、前条第2項に掲げる事務について総括文書管理者を補佐するものとする。

(文書管理者)

第5条 所属に文書管理者を置き、所属長をもって充てる。

2 文書管理者は、その管理する行政文書に関し、次に掲げる事務を行う。

- (1) 保存に関すること。
- (2) 保存期間が満了したときの措置の設定に関すること。
- (3) 行政文書ファイル管理簿への記載及び行政文書分類基準表の作成に関すること。
- (4) 保存期間の延長、移管又は廃棄（移管・廃棄簿への記載を含む。）に関すること。
- (5) 管理状況の点検等に関すること。
- (6) 行政文書の作成、整理その他行政文書の管理に関する職員の指導に関すること。

(文書管理担当者)

第6条 所属に文書管理担当者を置き、次席、副隊長、副校長又は副署長をもって充てる。

2 文書管理担当者は、文書管理者の命を受け、文書管理者の管理する行政文書について、この訓令の定めるところによる管理が確保されるため必要な事務を行う。

(職員の責務)

第7条 職員は、条例の趣旨にのっとり、関連する法令及び規則等並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、行政文書を適正に管理しなければならない。

### 第3章 行政文書の作成

(行政文書の作成義務)

第8条 職員は、文書管理者の指示に従い、条例第4条の規定に基づき、条例第1条の目的の達成に資するため、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(行政文書の作成)

第9条 職員は、熊本県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規程（平成26年熊本県警察本部告示第〇〇号。以下「管理規程」という。）別表の各項の事項欄に掲げる事項について当該各項の業務の区分欄に掲げる業務を行なうときは、当該業務の経緯に応じ、同表の各項の文書の類型欄に掲げる文書の類型を参照して、文書を作成しなければならない。

(適切・効率的な文書作成作成上の留意事項)

第10条 行政文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、熊本県警察統合OAシステム等を活用して、職員の利用に供するものとする。

2 行政文書の作成に当たっては、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）、外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）等を参照し、分かりやすい用字用語を用い、的確かつ簡潔に記載しなければならない。

#### 第4章 行政文書の整理

(行政文書分類基準表)

第11条 総括文書管理者は、管理規程別表に基づき行政文書分類基準表（別記様式第1号）を整備するものとする。この場合において、行政文書分類基準表は毎年1回作成し、適宜見直しを行うものとする。

2 前項の場合において、管理規程第3条第2項及び第4項並びに第5条の規定により、保存期間及び保存期間満了時の措置を設定しなければならない。

3 文書管理者（警察署の文書管理者を除く。）は、第1項の行政文書分類基準表の整備及び見直しにおいて、その主管する業務について、総括文書管理者を補助するものとする。

第11条 総括文書管理者は、毎年1回以上、文書管理者（警察署の文書管理者を除く。以下この条において同じ。）に行政文書分類基準表（別記様式第1号）の作成を指示するとともにその調製を行うものとする。

2 文書管理者は、前項の指示により、又は改定を必要と認める場合には、管理規程の別表に基づき、行政文書分類基準表を作成するものとする。

3 前項の場合において、文書管理者は、管理規程第3条第2項及び第4項並び

に第5条の規定により、保存期間及び保存期間満了時の措置を設定しなければならない。

(行政文書の整理義務)

第12条 職員は、行政文書について次に掲げる整理を行わなければならない。

ただし、電磁的記録は、その性質に応じて行政文書ファイルに整理するものとする。

- (1) 作成し、又は取得した行政文書について、当該事務及び事業の性質、内容等に応じ、前条第1項に定める行政文書分類基準表により分類し、分かりやすい名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
- (2) 単独で管理することが適當な行政文書を除き、相互に密接な関連を有する行政文書を暦年又は年度（会計年度の期間をいう。以下同じ。）別に一の行政文書ファイルにまとめること。
- (3) 行政文書ファイルについて、当該事務及び事業の性質、内容等に応じ、前条第1項に定める行政文書分類基準表により分類し、分かりやすい名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

(行政文書の保存期間)

第13条 文書管理者は、その所掌する事務及び事業に関し、行政文書及び行政文書ファイルが、第11条第1項に定める行政文書分類基準表により、保存期間が設定されるようにしなければならない。

2 前条第1項第1号の保存期間の設定においては、条例第2条第5項の歴史公文書に該当するとされた行政文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。

3 前条第1項第1号の保存期間の起算日は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、行政文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）から1年以内の日であって各号に定める日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。

- (1) 暦年により管理することが適當な行政文書 文書作成取得日の属する年の翌年の4月1日

(2) 年度により管理することが適當な行政文書 文書作成取得日の属する年度の翌年度の4月1日

4 前条第1項第3号に規定する保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。

5 前条第1項第3号の保存期間の起算日は、次の各号に掲げる行政文書ファイルの区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」という。）から1年以内の日であって各号に定める日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。

(1) 暦年により管理することが適當な行政文書ファイル ファイル作成日の属する年の翌年の4月1日

(2) 年度により管理することが適當な行政文書ファイル ファイル作成日の属する年度の翌年度の4月1日

6 第3項及び前項の規定にかかわらず、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルの保存期間の起算日は、次の各号に掲げる行政文書ファイル等の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、保存期間が確定することとなる日（以下「保存期間確定日」という。）から1年以内の日であって、各号に定める日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると副総括文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。

(1) 暦年により管理することが適當な行政文書ファイル等 保存期間確定日の属する年の翌年の4月1日

(2) 年度により管理することが適當な行政文書ファイル等 保存期間確定日の属する年度の翌年度の4月1日

（通達の有効期間）

第14条 通達には、有効期間を定めなければならない。ただし、保存期間が30年であり、かつ、次の各号に掲げるものについては、有効期間を定めないことができる。

(1) 条例、規則又は訓令の制定又は改正に伴う施行通達

(2) 条例、規則又は訓令の解釈又は運用を示す通達

- (3) 事務処理の要綱等を示す通達
- (4) その他重要な指示に関する通達

2 前項前段の有効期間は、前条第2項により定められた保存期間の範囲内において、その内容に照らして必要な最小限度の期間としなければならない。

## 第5章 行政文書の保存

### (行政文書の保存方法)

第15条 行政文書の保存に当たっては、必要に応じ記録媒体の変換を行うなどにより、適正かつ確実に利用できる方法を採用するものとする。

第16条 文書管理者は、保有している行政文書ファイル等を、組織としての管理が適正に行い得る専用の場所において適正に保存しなければならない。

2 文書管理者は、保存している行政文書ファイル等について、火災、盗難等の予防措置を講じなければならない。

3 職員は、行政文書ファイル等を、庁外に持ち出してもよい。ただし、文書管理者の承認を得たときは、この限りでない。

## 第6章 行政文書ファイル管理簿

### (行政文書ファイル等報告)

第17条 文書管理者は、少なくとも毎年度1回、管理する行政文書ファイル等の現況について、管理規程第6条第1項各号に掲げる事項について、総括文書管理者の指示に従い、行政文書ファイル等報告（別記様式第2号）により報告するものとする。

2 前項の報告に当たっては、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第7条各号に規定する不開示情報に該当する場合には、当該不開示情報を明示しないようにしなければならない。

### (行政文書ファイル管理簿の調製及び公表)

第18条 前条の報告を受けた総括文書管理者は、各所属の行政文書ファイル管理簿について、管理規程第6条に従い、熊本県警察文書情報データベースシステムをもって調製するものとする。

2 行政文書ファイル管理簿は、熊本県警察本部に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなければならない。

## 第7章 行政文書ファイル等の移管、廃棄又は保存期間の延長

(保存期間が満了したときの措置)

第19条 文書管理者は、行政文書ファイル等について、第11条第1項に定める行政文書分類基準表により、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、条例第5条第5項の保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。

(移管又は廃棄)

第20条 文書管理者は、行政文書ファイル等の保存期間が満了したときは、前条の規定による定めに基づき、期間満了ファイル措置報告書(別記様式第3号)により、保存期間が満了した行政文書ファイル等(以下この条及び次条において「期間満了ファイル」という。)の措置を総括文書管理者に報告しなければならない。ただし、保存期間が満了したときの措置が廃棄とされている期間満了ファイルが熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則(平成24年熊本県規則第25号。以下「施行規則」という。)第6条各号に掲げる基準に該当するときは、当該期間満了ファイルの保存期間が満了したときの措置は、移管として報告しなければならない。

2 前項の規定により報告を行う場合において、文書管理者は、保存期間が満了したときの措置を移管として報告する期間満了ファイルに、条例第15条第1項第1号アからオまでに掲げる情報が含まれる場合に該当するものとして、利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、報告に意見を添えなければならない。

3 総括文書管理者は、第1項の規定により報告を受けた期間満了ファイルのうち、保存期間が満了したときの措置が廃棄とされているものについて廃棄しようとするときは、あらかじめ、条例第34条に規定する熊本県行政文書等管理委員会(以下この項において「委員会」という。)の意見を聴かなければならぬ。この場合において、委員会が施行規則第6条各号に掲げる基準に該当すると意見した期間満了ファイルについては、総括文書管理者は、文書管理者に保存期間が満了したときの措置の変更の指示等必要な措置を講ぜるものとする。

4 文書管理者は、総括文書管理者の指示を受け、移管するものとされている期間満了ファイルを知事に移管し、又は、廃棄するものとされている期間満了ファイルを自ら廃棄しなければならない。

5 総括文書管理者は、期間満了ファイルについて移管し、又は廃棄したとき（前項の規定により廃棄された場合を含む。）は、その名称、移管日又は廃棄日等について記載した移管・廃棄簿を調製しなければならない。

（廃棄の方法）

第21条 文書管理者は、期間満了ファイルを廃棄するときは、当該期間満了ファイルの内容又は媒体に応じた方法により廃棄するものとする。この場合において、当該期間満了ファイルに熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第7条各号に掲げる不開示情報等が記録されているときは、当該不開示情報等が漏えいしないよう適切な措置を講じるものとする。

（保存期間の延長）

第22条 文書管理者は、管理規程第4条第1項に掲げる場合にあっては、同項に定めるところにより保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。

2 文書管理者は、管理規程第4条に基づき、保存期間及び保存期間の満了する日を延長した場合は、延長する期間及び延長の理由を、副総括文書管理者に報告しなければならない。

第8章 管理状況の報告等

（紛失及び誤廃棄への対応）

第23条 行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が発生した場合（そのおそれがある場合を含む。）、その事実を知った職員は、直ちに当該行政文書ファイル等を管理する文書管理者（文書管理者が不在等により報告等が困難な場合にあっては、文書管理担当者）に報告しなければならない。

2 文書管理者は、紛失及び誤廃棄の発生が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告するとともに、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講じなければならない。

3 総括文書管理者は、前項の規定による報告を受け、更に必要となる場合には、速やかに被害拡大防止等のために必要な措置を講じるものとする。

（管理状況の報告）

第24条 総括文書管理者は、行政文書の管理状況について、毎年度、知事に報告するものとする。

## 第9章 点検・監査及び研修

### (点検・監査)

第25条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。

- 2 副総括文書管理者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- 3 総括文書管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、行政文書の管理について必要な措置を講じるものとする。

### (研修の実施)

第26条 総括文書管理者は、職員に対し、適正かつ効果的な行政文書の管理に関する知識及び技能の習得又は向上を図るため、必要な研修を行うものとする。

### (研修への参加)

第27条 文書管理者は、総括文書管理者及びその他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。

## 第10章 雜則

### (特別の定め)

第28条 法令その他の規程により、行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあっては、当該事項については、当該規程の定めるところによる。

### (雑則)

第29条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

### 附 則

### (施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この訓令の施行前に、改正前の熊本県警察における行政文書の管理に関する訓令（以下「旧訓令」という。）の規定によってした手続きその他の行為は、この訓令の規定によってした手続きその他の行為とみなす。
- 3 旧訓令第2条第1号の行政文書については、この訓令の第2条第1号の行政

文書とみなし、第19条から第21条までの規定を適用する。この場合において第19条第1項ただし書中「廃棄とされている」とあるのは、「定められていない」とする。



## 行政文書分類基準表

行政文書ファイル等報告告

別記様式第2号

別記様式第3号

告報置措アイル満間期

